

那珂市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同条同項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年3月1日

那珂市監査委員 城 宝 信 保

那珂市監査委員 木 野 広 宣

令和5年度定期監査 指摘事項

(令和5年10月実施分)

年 度	5	様式第6号	課 名	学校給食センター
指摘事項	<p>「那給セ第3号給食センター捕虫器設置及び電源工事」において、随意契約の理由について地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用していたが、見積徴取は1者のみだった。第1号を適用した競争性のある随意契約の場合は、2者以上の業者から見積徴取が必要であるため不適切な契約手続きである。</p>			
措置・改善内容	<p>見積徴取が1者のみでの契約事務とした理由につきましては、給食センターで虫の混入を保健所へ報告した際に施設内の捕虫対策が不十分という指摘を受け、夏季休業期間中に捕虫器を増設する緊急修繕が必要になったため、緊急対応できる1者のみでの契約事務としました。</p> <p>本来の随意契約の理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号ではなく、第5号（緊急修繕）を適用すべきところでしたが、契約事務の「流れ」が十分理解できていなかったことで、随意契約理由の番号誤りと理由書未添付で事務処理をしたことが原因でした。</p> <p>つきましては、契約関係書類の随意契約理由の番号修正と別添理由書を添付いたします。</p>			